

湖北地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月29日

湖北地域消防組合管理者 角田 航也

湖北地域消防組合規則第11号

湖北地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

湖北地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成18年湖北地域消防組合規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」を「第28条」に、「第28条・第29条」を「第29条―第30条」に改める。

第16条第1項中「次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。」を「次に掲げる者（第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

- 3 条例第15条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し行わなければならない。
- 4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
第16条に次の4項を加える。
- 5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。
- 6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第20条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第16条の次に次の2条を加える。

第16条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第16条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第20条の見出しを「（介護休暇及び介護時間の承認）」に改め、同条中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「第15条第1項」の次に「又は第15条の2第1項」を加える。

第23条の見出しを「（介護休暇及び介護時間の請求）」に改め、同条第1項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の管理者が定める場合には、管理者が定める期間）について一括して請求しなければならない。

第25条第1項ただし書中「第23条第1項」を「第23条の規定により介護休暇」に改め、同条第2項中「又は介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改める。

第29条を第30条とし、第28条を第29条とする。

第5章中第27条の次に次の1条を加える。

（条例第17条の2第2項の規則で定める期間）

第28条 条例第17条の2第2項の規則で定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

湖北地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

改正後	改正前
目次 第1章 総則（第1条） 第2章 正規の勤務時間等（第2条―第5条の2） 第3章 宿日直勤務及び時間外勤務並びに時間外勤務代休時間（第6条―第9条の12） 第4章 休日の代休日（第10条） 第5章 休暇（第11条―<u>第28条</u>） 第6章 雑則（<u>第29条―第30条</u>） 附則 （介護休暇） 第16条 条例第15条第1項の規則で定める者は、<u>次に掲げる者（第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。</u> （1）・（2） （略） 2 （略） <u>3 条例第15条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し行わなければならない。</u> <u>4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。</u> <u>5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申</u>	目次 第1章 総則（第1条） 第2章 正規の勤務時間等（第2条―第5条の2） 第3章 宿日直勤務及び時間外勤務並びに時間外勤務代休時間（第6条―第9条の12） 第4章 休日の代休日（第10条） 第5章 休暇（第11条―<u>第27条</u>） 第6章 雑則（<u>第28条・第29条</u>） 附則 （介護休暇） 第16条 条例第15条第1項の規則で定める者は、<u>次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。</u> （1）・（2） （略） 2 （略） <u>3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。</u> <u>4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。</u> （新設）

改正後	改正前
<u>出に限る。)に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。</u> <u>6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。</u> <u>7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第20条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。</u> <u>8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。</u> <u>第16条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。</u> <u>2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</u> <u>（介護時間）</u> <u>第16条の3 介護時間の単位は、30分とする。</u>	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

改正後	改正前
<u>2 育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。</u> <u>(介護休暇及び介護時間の承認)</u> 第20条 任命権者は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第15条第1項又は第15条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。 <u>(介護休暇及び介護時間の請求)</u> 第23条 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。 <u>2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の管理者が定める場合には、管理者が定める期間）について一括して請求しなければならない。</u> <u>(休暇の承認等の決定等)</u> 第25条 第22条第1項、第23条第1項又は前条の請求又は申請があった場合においては、任命権者は、速やかに承認又は許可するかどうかを決定し、当該請求又は申請を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、<u>第23条の規定により介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日まで</u>に承認するかどうかを決定することができる。	<u>(介護休暇の承認)</u> 第20条 任命権者は、介護休暇の請求について、条例第15条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。 <u>(介護休暇の請求)</u> 第23条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。 <u>2 前項の場合において、条例第15条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。</u> <u>(休暇の承認等の決定等)</u> 第25条 第22条第1項、第23条第1項又は前条の請求又は申請があった場合においては、任命権者は、速やかに承認又は許可するかどうかを決定し、当該請求又は申請を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、<u>第23条第1項の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日まで</u>に承認するかどうかを決定することができる。

改正後	改正前
2 任命権者は、病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇又は介護時間</u>について、その理由を確認する必要があると認めるときは、<u>証明書類の提出を求めることができる。</u> <u>(条例第17条の2第2項の規則で定める期間)</u> <u>第28条 条例第17条の2第2項の規則で定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。</u> (第2章から第4章の規定についての別段の定め) <u>第29条</u> (略) (報告) <u>第30条</u> (略)	2 任命権者は、病気休暇、特別休暇又は<u>介護休暇</u>について、その理由を確認する必要があると認めるときは、<u>証明書類の提出を求めることができる。</u> (新設) (第2章から第4章の規定についての別段の定め) <u>第28条</u> (略) (報告) <u>第29条</u> (略)

附 則 (令和7年9月29日規則第11号)
この規則は、令和7年10月1日から施行する。